

平成27年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について

1 被害児童数の推移（図1）

- 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は48人（前年同期比-34人、-41.5%）。平成20年の出会い系サイト規制法の法改正以降、届出制の導入により事業者の実態把握が促進されたことや、事業者の被害防止措置が義務化されたことなどにより減少傾向にある。
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童は796人（前年同期比+98人、+14.0%）。平成25年上半期以降、コミュニティサイトのうち、いわゆるID交換掲示板の利用に起因する犯罪被害は減少したものの、全体としては増加傾向にある。

2 被害児童の状況

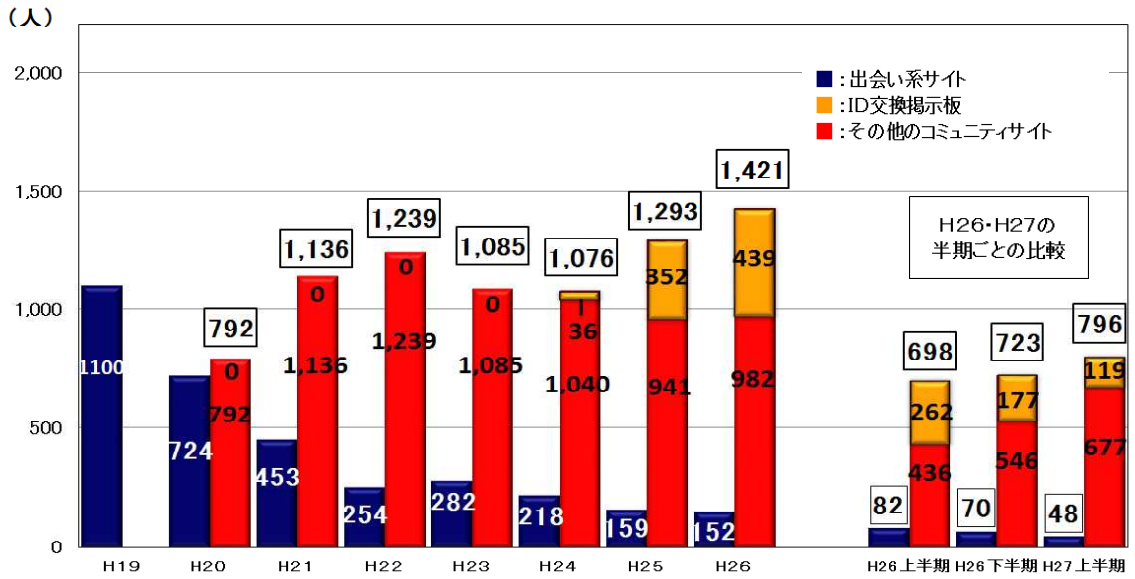
- 被害の最も多い罪種は、出会い系サイトに起因する事犯では、児童買春（21人、全体の43.8%）、コミュニティサイトに起因する事犯では、青少年保護育成条例違反（371人、全体の46.6%）。（図2）
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童の方が、出会い系サイトと比べて低年齢層の割合が多い。（図3）
- 被害児童がコミュニティサイトへのアクセス手段としてスマートフォンを使って被害に遭った割合は9割弱。（図4）
- 平成22年頃多く見られたミニメール等により交流するサイトにおける被害は、事業者による被害防止対策が講じられた結果大きく減少した。また、平成26年に最も被害が多かったいわゆるID交換掲示板においても、一部サイト事業者による年齢確認の導入等により減少傾向にある。一方、チャットにより面識のない者と交流をするサイトや広く情報発信や友人等との交流に利用されるサイトでの被害が増加傾向にある。（図5）
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童で、フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、フィルタリングを利用していなかった被害児童は336人（96.3%）。（図6）

3 今後の対策

- (1) 出会い系サイト対策
 - 悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底
 - 禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締りの継続
- (2) コミュニティサイト対策
 - サイト事業者の規模、提供しているサービスの態様に応じた自主的な児童被害防止対策の強化に向けた働きかけの実施
 - ・ ミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の整備及び強化
 - ・ 実効性あるゾーニングの導入
 - ※ 「実効性あるゾーニング」～サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないように携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用し、大人と児童とのミニメールの送信や検索を制限すること。
 - 関係省庁、事業者及びEMA等の関係団体と連携した対策の推進
 - ・ スマートフォンを中心としたフィルタリングの更なる普及促進
 - ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有
 - ※ 「EMA(エマ)」～一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
- (3) 補導活動及び取締りの推進
 - サイバー補導の積極的推進
 - インターネットを通じた児童被害に係る犯罪の取締りの推進

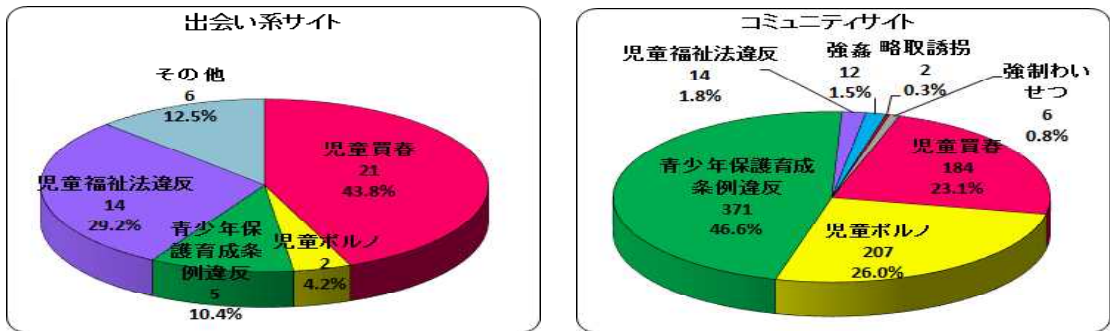
【Content Evaluation and Monitoring Association】

図 1 【出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移】



※ コミュニティサイトの統計は平成20年から取り始めた。

図 2 【罪種別の被害児童数及び割合】



※ 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある（以下同じ）。

図 3 【年齢別の被害児童数及び割合】

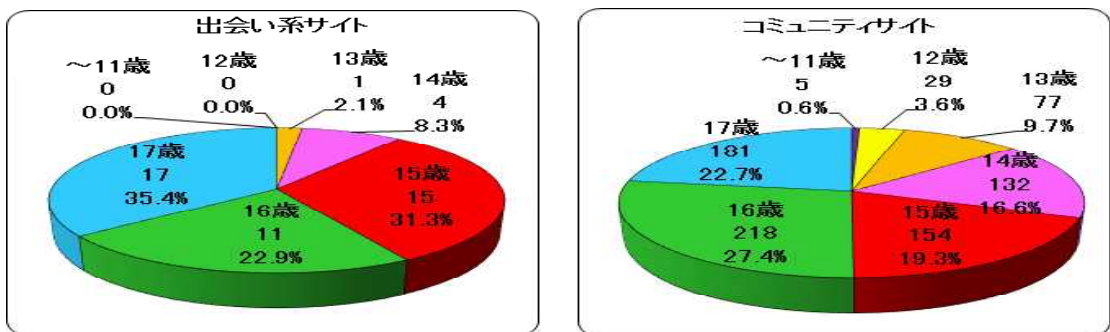
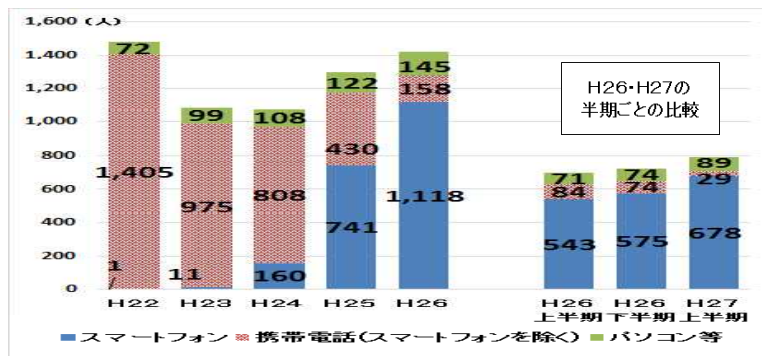
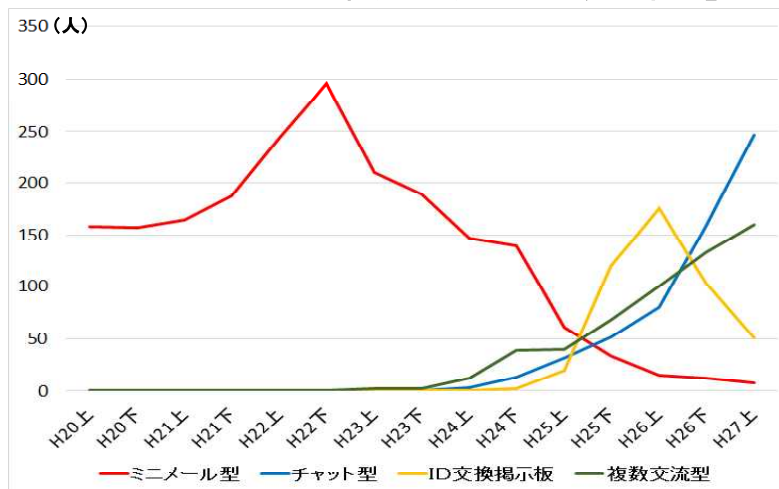


図4 【被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段】



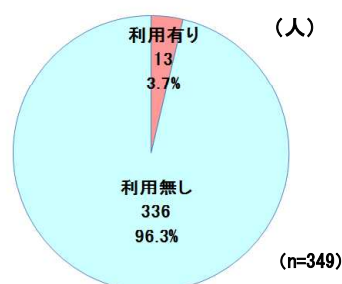
- ※ 平成27年上半期、アクセス手段として携帯電話を使って被害に遭った事犯のうち、スマートフォンを利用して被害に遭った割合は95.9%。
- ※ パソコン等にはパソコン、その他（携帯音楽プレーヤー、タブレット端末、ゲーム機）、不明を含む。
- ※ 平成22年は、被害児童が複数の被害に遭った場合、それぞれに計上しているため、被害児童数を上回っている。

図5 【主なコミュニティサイト種別の被害児童数の推移】



- ※ ミニメール型：コミュニケーションの主たる手段として面識のない利用者同士がミニメール等により交流するコミュニティサイト
- チャット型：コミュニケーションの主たる手段として面識のない利用者同士が1対1のチャットにより交流するコミュニティサイト
- ID交換掲示板：コミュニケーションの主たる手段として面識のない利用者同士が無料通話アプリのIDを交換することにより交流するコミュニティサイト（いわゆるID交換掲示板）
- 複数交流型：上記以外で広く情報発信や同時に複数の友人等と交流する際に利用されるコミュニティサイト
- ※ 平成20年以降、各種別ごとに被害児童数が多かった上位3サイトの合計を算出した。

図6 【コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のフィルタリングの利用状況】



(参考資料)

第1 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童の状況等

1 被害児童数の年別推移

(人)

罪 名		H22	H23	H24	H25	H26	H27		前年 同期比	%
							上半期	上半期		
児童福祉法違反		34	46	46	38	41	22	14	-8	-36.4%
青少年保護育成条例違反		42	46	30	31	23	16	5	-11	-68.8%
児童買春・ 児童ポルノ 法違反	児童買春	151	160	117	71	74	38	21	-17	-44.7%
	児童ポルノ	19	22	19	14	10	4	2	-2	-50.0%
	小 計	170	182	136	85	84	42	23	-19	-45.2%
重要犯罪	殺 人	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	強 盗	1	0	0	0	0	0	0	±0	-
	放 火	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	強 姦	1	0	0	0	1	1	0	-1	-100.0%
	略 取 誘 拐	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	強 制 わ い せ つ	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	小 計	2	0	0	0	1	1	0	-1	-100.0%
そ の 他		6	8	6	5	3	1	6	+5	+500.0%
合 計		254	282	218	159	152	82	48	-34	-41.5%

2 被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段

(人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27		前年 同期比
						上半期	上半期	
被害児童数	254	282	218	159	152	82	48	-34
携帯電話	251 (98.8%)	272 (96.5%)	210 (96.3%)	137 (86.2%)	136 (89.5%)	75 (91.5%)	34 (70.8%)	-41
パソコン	3 (1.2%)	10 (3.5%)	8 (3.7%)	12 (7.5%)	5 (3.3%)	5 (6.1%)	2 (4.2%)	-3
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (5.9%)	0 (0.0%)	12 (25.0%)	+12
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (6.3%)	2 (1.3%)	2 (2.4%)	0 (0.0%)	-2

3 出会い系サイト規制法の運用状況等

(1) 出会い系サイト事業者の届出数の年別推移

(件)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (6月末)	前年 末比
届出事業者数	1,043	1,289	1,355	1,321	1,372	1,371	-1
法人	870	1,114	1,178	1,146	1,193	1,191	-2
個人	173	175	177	175	179	180	+1
届出サイト数	2,376	2,707	2,626	2,453	2,580	2,554	-26
法人	2,057	2,382	2,310	2,155	2,281	2,257	-24
個人	319	325	316	298	299	297	-2

※ 各年12月末現在の届出数。ただし、平成27年は6月末現在の届出数。

(2) 出会い系サイト規制法違反の検挙状況

(件)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27 上半期	前年 同期比	%
法第6条(禁止誘引違反)	404	451	360	337	278	136	-24	-17.6%
うち児童による誘引	284	273	252	185	152	81	-37	-45.7%
法第7条(無届)	8	12	3	2	1	0	±0	-
法第9条(名義貸し)	0	1	0	0	0	0	±0	-
合計	412	464	363	339	279	136	-24	-17.6%

(3) 出会い系サイト規制法に基づく行政処分状況

(件)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27 上半期	前年 同期比	%
指示(第13条)	4	0	0	0	0	0	±0	-
事業の停止等(第14条)	0	1	0	0	0	0	±0	-

第2 コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童の状況

1 被害児童数の年別推移

(人)

罪 名		H22	H23	H24	H25	H26		H27 上半期	前年 同期比	%
						上半期				
児童福祉法違反		33	38	32	22	54	25	14	-11	-44.0%
青少年保護育成条例違反		772	637	596	678	711	361	371	+10	+2.8%
児童買春・ 児童ポルノ 法違反	児童買春	214	176	182	226	260	137	184	+47	+34.3%
	児童ポルノ	180	217	242	341	358	163	207	+44	+27.0%
	小計	394	393	424	567	618	300	391	+91	+30.3%
重要 犯罪	殺人	0	0	0	0	1	1	0	-1	-100.0%
	強盗	1	0	2	1	0	0	0	±0	—
	放火	1	0	0	0	0	0	0	±0	—
	強姦	25	9	14	18	23	6	12	+6	+100.0%
	略取誘拐	2	1	2	3	3	1	2	+1	+100.0%
	強制わいせつ	11	7	6	4	11	4	6	+2	+50.0%
	小計	40	17	24	26	38	12	20	+8	+66.7%
合 計		1,239	1,085	1,076	1,293	1,421	698	796	+98	+14.0%

※ 児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反、児童買春・児童ポルノ法違反及び重要犯罪に限り計上している。

2 被害児童に関する状況

(1) 被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段

(人)

	H22		H23		H24		H25		H26		H27 上半期	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
携帯電話	1,406	95.1%	986	90.9%	968	90.0%	1,171	90.6%	627	89.8%	1,276	89.8%
（携帯電話全体に占めるスマートフォン の人数及び割合）	1	0.1%	11	1.1%	160	16.5%	741	63.3%	543	86.6%	1,118	87.6%
パソコン	69	4.7%	79	7.3%	79	7.3%	71	5.5%	30	4.3%	43	3.0%
その他	3	0.2%	5	0.5%	24	2.2%	45	3.5%	34	4.9%	90	6.3%
不明	0	0.0%	15	1.4%	5	0.5%	6	0.5%	7	1.0%	12	0.8%
n	1,478	100.0%	1,085	100.0%	1,076	100.0%	1,293	100.0%	698	100.0%	1,421	100.0%

携帯電話のうち、スマートフォンが9割強を占める。

※ スマートフォンの割合は、携帯電話を100%として算出したもの。

※ アクセス手段全体に占めるスマートフォンの割合は85.2%。

※ 平成22年は、被害児童が複数の被害に遭った場合、それぞれに計上しているため、被害児童数を上回っている。

※ 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(2) 主なコミュニティサイト種別の被害児童数の推移

(人)

	H20上	H20下	H21上	H21下	H22上	H22下	H23上	H23下	H24上	H24下	H25上	H25下	H26上	H26下	H27上
ミニメール型	158	157	164	187	244	296	210	189	147	140	61	33	15	12	8
チャット型	0	0	0	0	0	0	0	0	3	13	32	52	80	159	247
ID交換掲示板	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	20	120	175	103	51
複数交流型	0	0	0	0	0	0	2	2	12	39	40	68	100	133	160

- ※ ミニメール型：コミュニケーションの主たる手段として面識のない利用者同士がミニメール等により交流するコミュニティサイト
- チャット型：コミュニケーションの主たる手段として面識のない利用者同士が1対1のチャットにより交流するコミュニティサイト
- ID交換掲示板：コミュニケーションの主たる手段として面識のない利用者同士が無料通話アプリのIDを交換することにより交流するコミュニティサイト（いわゆるID交換掲示板）
- 複数交流型：上記以外で広く情報発信や同時に複数の友人等と交流する際に利用されるコミュニティサイト
- ※ 平成20年以降、各種別ごとに被害児童数が多かった上位3サイトの合計を算出した。

(3) コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のフィルタリングの利用状況

(人)

	H22		H23		H24		H25		H26		H27 上半期			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
利用有り	28	3.4%	49	8.2%	35	6.9%	33	5.3%	18	4.8%	34	4.7%	13	3.7%
利用無し	790	96.6%	546	91.8%	472	93.1%	593	94.7%	356	95.2%	691	95.3%	336	96.3%
n	818	100.0%	595	100.0%	507	100.0%	626	100.0%	374	100.0%	725	100.0%	349	100.0%

フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、フィルタリングを利用していなかった被害児童は336人（96.3%）。

第3 平成27年上半期の検挙事例

出会い系サイトに起因する事犯の検挙事例

【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）】

被疑者（無職・男・23歳）は、出会い系サイトで知り合った女子児童（17歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら、被疑者知人宅において買春をしたもの。

（2月・福島県警）

【児童福祉法違反（児童に淫行させる行為）】

被疑者（公務員・男・24歳）は、女子児童（15歳）に対し、出会い系サイトを利用して誘引した遊客とホテルにおいて淫行をさせる行為をしたもの。

（3月・愛媛県警）

コミュニティサイトに起因する事犯の検挙事例

【強姦及び児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春、児童ポルノ製造）】

被疑者（大学院生・男・27歳）は、コミュニティサイトで知り合った女子児童（12歳）が、13歳未満の児童であることを知りながら、公共施設のトイレ内において買春をし、その行為を撮影したもの。

（1月・新潟県警）

【未成年者誘拐】

被疑者（会社員・男・35歳）は、コミュニティサイトを通じて知り合った女子児童（14歳）を誘拐したもの。

（4月・山形県警）

【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）】

被疑者（大学生・男・34歳）は、コミュニティサイトで知り合った女子児童（15歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら、ホテルにおいて買春をしたもの。

（4月・警視庁）

【青少年保護育成条例違反（淫行）】

被疑者（大学生・男・22歳）は、コミュニティサイトで知り合った女子児童（14歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら、自己の欲望を満たす目的で女子児童宅において淫行をしたもの。

（4月・和歌山県警）